供給管費用	供給管の建設・維持・保全に関する費用
メーター費用	ガスメーターの設置・維持・管理に関する費用
検針費用	検針に係る費用（検針票投函に係る費用を除く。）
内管保安費用	需要家の保安に係る費用（消費機器に係る保安を除く。）
託送供給特定費用	託送供給に特定される費用

別表第２（第４条関係）

託送資産の算定方法

１．託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すること。ただし、特定ガス導管事業者にあっては、工具器具備品等の少額資産等については人員比によって配賦することができる。

２．毎事業年度決算確定値をもとに次表の方法によって算定すること。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の規定により、貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類の提出を要しない会社（以下「金商法適用外会社」という。）、地方公共団体及び法人たる組合にあっては、直近の託送供給料金算定時のレートベースにより算定することができる。

項　目	算　定　方　法
建設仮勘定	期首期末平均又は期央残高の額とする。
設備勘定（有形）	期首期末平均又は期央残高の額とする。
無形固定資産	期首期末平均又は期央残高の額とする。
長期前払費用	期首期末平均又は期央残高の額とする。
運転資本	営業費等（減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損等を除く。）の合計額の1.5月分とする。
繰延資産	期首期末平均又は期央残高の額とする。

本支管投資額の算定方法

ガス事業法施行規則様式第60第５表に掲げる「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近５年間の実績額を記載すること。ただし、特定ガス導管事業者にあっては、特定導管（ガス事業法施行規則第１条第２項第８号ニに該当するものを除く。）に係る投資額について、直近５年間の実績額を記載すること。

別表第３（第５条関係）

超過利潤額等の算定方法

１．別表第１により作成した様式第１の託送収支計算書を基に、次の方法により様式第３第１表の超過利潤計算書を作成すること。ただし、法第48条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第49条第１項に規定する届出を行っている事業者及び法第76条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第77条第１項に規定する届出を行っている事業者（以下「承認事業者」という。）については、（２）、（３）及び（６）は整理することを要しない。

（１）　託送供給関連部門事業報酬額は、託送供給約款（一般ガス導管事業者にあっては法第48条第１項又は第２項の規定により認可を受けた託送供給約款（同条第６項若しくは第９項の規定による変更の届出があったとき、又は法第50条第２項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。）をいい、特定ガス導管事業者にあっては法第76条第１項又は第２項の規定により届け出た託送供給約款をいう。以下同じ。）の料金を設定した際の事業報酬額を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額とすること。ただし、承認事業者にあっては、法第49条第１項に規定する届出及び法第77条第１項に規定する届出を行った事業年度において別表第２により作成した様式第２の託送資産明細書における託送資産合計に当該年度の事業報酬率を乗じて得た額とすること。

（２）　減少事業報酬額は、法第48第１項及び第２項の規定により認可を受けた（特定ガス導管事業者にあっては、法第76条第１項及び第２項の規定により届け出た）託送供給約款の料金（以下「直近改定時料金」という。）を設定した際に算定した額を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額とすること。

（３）　補償料等収入は、その他託送供給関連収益に括弧書として整理した額とすること。ただし、直近改定時料金を設定した際に、託送料金算定規則第７条（特定ガス導管事業者にあっては、託送料金算定規則第30条）の控除項目として、これに係る金額を整理していなかった場合に限る。

（４）　最終保障供給取引損益は、最終保障供給収益から最終保障供給費用を控除した額とすること。

（５）　法人税等補正額は、託送供給関連部門の営業外費用（その他に限る。）、託送供給関連部門の営業外収益（雑収入を除く。）、託送供給関連部門の特別損益、補償料等収入及び最終保障供給取引損益に整理した額の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。

（６）　想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給約款の料金を設定した際に整理した託送供給関連部門原価（託送供給約款料金原価等に事業者間精算収益を加えたものをいう。以下同じ。）の合計額（特定ガス導管事業者にあっては、法第76条第１項及び第２項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理した特定ガス導管事業総原価（託送供給約款料金原価等に事業者間精算収益を加えたものをいう。）。以下同じ。）を原価算定期間又は原資算定期間